

7-(1)	医療等分野における番号制度の導入
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	「日本再興戦略」改訂2014 「医療等分野における情報の利活用と保護のための環境整備のあり方に関する報告書」
要望の具体的内容	医療等分野においても番号制度を導入し、医療機関等の情報連携や医学研究等のさらなる推進のため、個人を識別できる基盤を整備すべきである。
規制の現状と要望理由等	<p>政府が導入を進めている「社会保障・税番号制度」は、行政機関等における情報連携のための基盤整備を目指しており、医療機関等の情報連携は対象とされていない。一方で、医療機関等の地域連携、公衆衛生・医療水準に資する医学研究等のさらなる推進には、相当の長期にわたり個人を識別できる基盤が望まれている。このため、一般的に機微な情報が多く含まれる医療等分野において、情報をより一層有効活用するために、効率的で安全な情報連携の方策を定めるとともに、患者等と医療等サービス提供側の相互を保護する法整備が必要と考える。</p> <p>番号制度が制定されることで、「医療機関等の役割分担と連携を通じた切れ目ないサービス提供(医療機能の強化等)」「公衆衛生や医療水準の向上に資する医学研究等のより一層の推進」「医療保険者機能の強化(地域の医療費等分析、保健指導の効果的な推進等)」「国民全てを漏れなくカバーするための皆保険制度の効率的運営(オンライン資格確認等)」の推進が期待され、医療等のサービスの拡充や質の向上に寄与するものと考えている。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房社会保障改革担当室 厚生労働省政策統括官付情報政策担当参事官室他、厚生労働省内関係部局

7-(2)	官民が保有する情報を連携するための基盤構築
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第2条第8項、第9条、第19条柱書き、第7号、第19号、第19条第1項、附則第6条第1項、第5項、第6項、別表第一、別表第二
要望の具体的内容	<p>顧客にとっての利便性の向上(確実な保障の提供及び手続負担の軽減等)、行政及び民間事業者のサービスの品質の向上や事務効率化・コスト低減を図る観点から、行政が保有する個人(顧客)の住所等の情報について本人からの要請や事前の同意等により民間事業者による有効な利活用を推進するなど、官民が保有する情報を連携するための基盤を構築すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>現在、官民が保有する情報を連携する基盤が存在しないことから、情報の有効な利活用が図られておらず、国民・行政・民間事業者に多大なコスト・時間・労力がかかっている。番号法により導入される制度でも、民間事業者が行政情報を有効に利活用するために、制度開始当初から官民間で情報連携を行うことはできない。</p> <p>東日本大震災に際し、生命保険会社は被災地の戸別訪問等により安否確認をし、請求勧奨に努めたが、災害時に生命保険会社からの照会に対して警察や市区町村が被災した被保険者の個人番号や死亡情報、最新の住所、避難先等を提供できることが明確になれば、確実な保障の提供が可能となる。同法では利用範囲が社会保障等に限定されているが、公的保障を補完する生命保険事業の公共性に鑑み、平時に生命保険会社が本人の事前同意を前提に行政情報を利用できれば、迅速かつ確実な保険金等の支払や適切な保全サービスの提供が可能となり、安全・安心かつ豊かな国民生活の実現に寄与する。さらに、マイ・ポータルが整備され生命保険会社が利用者フォルダを利用して通知を行うことができれば、顧客の利便性が一層向上する。同法では法施行後3年(2018年秋)を目途として検討を行い、所要の措置を講ずるとされているが、適切な情報管理を前提に官民間の情報を連携する基盤を構築し、国民の利便性の向上を図り、行政や民間事業者のサービスの品質向上や事務効率化を図る必要がある。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房社会保障改革担当室、情報通信技術(IT)総合戦略室 内閣府大臣官房番号制度担当室、政策統括官(防災担当)

7-(3)	医療用医薬品におけるより迅速で確実な情報提供の推進(添付文書情報の電子的な提供の推進)
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	薬事法第52条
要望の具体的内容	<p>医療用医薬品の適正使用を推進するためには、最新の情報を提供すること、また、古い情報が提供されることを防止することが必須である。</p> <p>このため、物流のリードタイムなどにより情報の陳腐化が避けられない現在の紙媒体による添付文書情報の提供方法について、全面的に電子的な提供方法に改め、最新情報の提供を確実なものとするべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;  医療用医薬品に係る添付文書情報は、紙媒体の添付文書を製品に添付することにより提供することとされている。添付文書改訂に係る情報提供は十分に実施しているものの、安易に製品に添付されている(情報が古くなった)添付文書を読んだ結果、適正使用上誤った判断を行ってしまう可能性を否定できないなか、(独)医薬品医療機器等総合機構のHPでは、ほとんどの医療用医薬品について、最新の添付文書情報をタイムリーに閲覧することができる。添付文書情報のうち、用法・用量の変更等、当該医療用医薬品の承認事項の一部を変更した場合、当該変更が承認されると、その日をもって従来の添付文書を添付した製品の出荷が禁止される。そのため、通常より在庫を積み増すことによって安定供給を確保している。</p> <p>&lt;要望理由&gt;  全面的に電子媒体を用いた提供に一本化できれば、古い情報を誤って入手する可能性を排除でき、より迅速でより確実な情報提供を実施することが出来る。添付文書情報のうち承認事項が変更された場合、生産調整が不要になる。添付文書情報は「情報」であり、「モノ」よりもはるかにIT化への親和性が高いにもかかわらず、対応が遅れている。日本再興戦略で目指している「世界最高水準のIT社会の実現」のためにも必要な対応である。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;  情報提供を迅速で確実に行うことにより適正使用の推進、副作用等の防止や国民の安全安心・保健衛生の向上に資する。また、生産調整が不要になることにより、大幅なコスト削減が見込まれる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	厚生労働省医薬食品局

7-(4)	中古買取販売業における相手方の真偽確認方法の選択肢拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	古物営業法第15条第1項第2号、古物営業法施行規則第15条第2項
要望の具体的内容	<p>古物営業法第15条第1項に定める相手方の真偽を確認するための方法として、「タブレット端末等上において行う手書きサイン及びその記録データ」についても認めるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;  古物営業法第15条第1項第2号では、相手方の真偽を確認する方法の一つとして文書による確認を規定し、古物営業法施行規則第15条第2項において、その方法「万年筆、ボールペン等により明瞭に記載されたもの」による署名であることを求めている。電子的な対応として、古物営業法第15条第1項第3号では、電子署名(電子署名法第2条第1項に規定のもの)の方法も認めている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;  古物買取の確認方法は、電子的な保存は書面に比べて、証拠となる資料の管理を効率的、安全に行うことが期待されるが、現状では普及が限定的な電子署名による方法しか認められていないため、民間事業者は電子的な管理の恩恵を享受ににくい。タブレット等に行う手書きサインの記録データも、書面で万年筆、ボールペン等により行う署名と同等の改ざん防止機能や、必要な情報提供がなされる限り、古物営業法施行規則第15条第2項における署名と同等に見なすべきと考えられる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;  タブレット等に対する手書きのサインの記録データを、古物営業法第15条第1項「相手方の真偽を確認するため」の方法として認めることにより、照会があった際等、正確かつ迅速に古物買取記録を検索できるため、警察等の捜査に迅速な協力を行うことができる。また、当該記録をクラウドなどで管理できれば、特定の地域だけではなく全国的に買取を行っている事業者への照会も、迅速な回答が期待される。民間事業者においても、書面の管理による費用等の負担軽減、照会に対する該当文書の探索の負担軽減等が期待される。</p>
制度の所管官庁及び担当課	警察庁、警視庁(生活安全課)、都道府県警察本部

7-(5)	電子保存可能書類の明確化と対象とする書類の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電子帳簿保存法、地方税法
要望の具体的内容	<p>国税関係書類(法定保存帳票)については、原則紙で7年間保存、所轄税務署へ申請し、許可が下りれば、一部の書類について、スキャナで読取った電子データでの保存(電子保存)が認められている。</p> <p>国税関係書類以外の帳票について、保存方法が明確でないものが多数存在しており、環境への配慮やコスト削減の面からも、電子保存が可能な書類を明確にし、可能な限り対象を拡げるべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の要望&gt;  例えばコンビニでの税金等の収納において、現状では顧客より収納した控を店舗および本部で紙保存しているが、各自治体に電子保存への変更を打診しても、明確な根拠を提示されないまま引続き紙保存を要請される。</p> <p>&lt;要望理由&gt;  それらの書類について現状では明確な規定がなく、グレーゾーンとなっている。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;  国が改めて指針を掲げ、電子保存が可能な書類を明確にすれば、これらの問題は解消し、電子保存が促進されると思われる。これにより、長期間紙保存する書類が削減され、紙資源の有効活用、及び環境への負荷軽減を実現できると考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省、国税庁

7-(6)	行政機関等からの照会に係る事務手続の簡素化
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の根拠法令	「税務署照会」国税徴収法第141条、国税徴収基本通達第2款第141条関係第5条、国税通則法第74条の2、第74条の3、地方税法第26条、「福祉事務所照会」生活保護法第29条、「捜査関係事項照会」刑事訴訟法第197条第2項、事件事務規程(法務省訓令)11条
要望の具体的内容	<p>行政機関及び民間事業者の事務効率化・コスト削減を図る観点から、行政機関等による生命保険会社に対する保険契約の有無・内容(契約日・保険種類・保険金額等)に係る照会文書の様式の統一、及び番号制度の導入状況を踏まえつつ、照会手続の電子化を図るべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>行政機関等は多くの様式の紙媒体文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では2012年度に約100万件の税務関連の照会あり)。生命保険会社は行政機関等からの照会をシステム上で機械的に処理することが困難なため、手作業で目視確認をしながら迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、回答を行っている。</p> <p>行政機関等からの照会文書の様式の統一、及び電子化が図られれば、行政機関及び生命保険会社における正確かつ迅速な事務の実現だけでなく、行政手続の迅速化により国民の効用も増加する。紙媒体での照会を電子化することにより、行政機関等の印刷・郵送コストを削減し、行政事務の効率化を図ることができる。</p> <p>多種多様な照会文書の様式を統一することにより、生命保険会社における事務の効率化およびコスト削減が促進され、行政機関等が迅速に回答を得られる。生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、真に手を差し伸べるべき者に対する支援を早められる可能性が見込まれる。</p> <p>番号法では、制度を導入することにより、行政事務の効率化を図る効果が期待されている。税務署・福祉事務所からの照会は社会保障・税分野に係る行政事務にあたるが、行政機関等が個人番号を利用した照会を実施し、生命保険会社が個人番号を利用した名寄せを行うことができれば、一層正確かつ迅速な事務を実現できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署照会:財務省・国税庁、総務省</li> <li>・福祉事務所照会:厚生労働省社会・援護局保護課</li> <li>・捜査関係事項照会:警察庁刑事局捜査第一課</li> </ul>

7-(7)	金融機関での税公金収納取引における納付書の電子的な読み取りを可能とする制度・環境整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	地方自治法施行令(第168条の3) 銀行法 印紙税法
要望の具体的内容	<p>金融機関の窓口事務で行われる税公金収納受け処理は、納付書の書式が非常に多数(数万種以上で年々更新される状況)存在しており、機械処理・自動受付システム化の難易度が高く、コストがかかる状況。また金融機関で受付処理を実施した最後に領収印を押す必要があり自動機受付などの効率化施策の実現が困難な状況。</p> <p>書式の統一または絞込み、自動化処理可能な押印事務代替方法などを検討できるよう、制度の見直しや規制緩和等、環境を整備すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の要望&gt;</p> <p>金融機関では税公金収納取引で、数万種類にも及ぶ多種多様なフォーマットの納付書を受け付けているが、これが、システム化・効率化できない要因となっている。また、窓口での税公金収納事務処理では人手を介して領収印を押す作業が発生しており、関連制度の状況等から金融機関として自動化が困難な事務となっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>税公金の納付書フォーマットを統一化、あるいは数種類の用途別等に絞り込むことができれば、機械処理化が進む。また機械的に領収印などの受取りの証跡を残すとともに、顧客控えを印刷などに代替できれば納付事務が自動機で対応が可能となる。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>納付受付を利用者自らが実施できれば納付処理の接点(ATM等で受付できるようになる)が増え、窓口営業時間外に納付処理ができるなど利便性が向上する。金融機関では納付処理(時期にもよるが事務全体の1/4にもなる)がシステム化できれば事務効率化が図れる。また収納先は取りこぼしが無くなるなどの効果が見込める。</p> <p>納付処理はゆうちょ銀行(独自の制度として対応)やページー(バーコードや所定の番号入力ルール化)では体系化されており、自動機での受付処理が実現できている。このようなルール化を納付書及び事務全体に広げることで、更に収納処理のコスト削減につながるものと考えられる。またマイナンバーなどの制度が加わる場合でも、PCや携帯などを利用できない方も、紙媒体での処理で、同様の受付サービスを受けることが可能となる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省、金融庁、国税庁

7-(8)	政府の情報システム調達に関する改善
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	(1)情報システムに係る政府調達の基本指針(以下、「根拠1」)、(2)平成18年8月25日付け財務大臣通知「公共調達の適正化について(財計第2017号)(以下、「根拠2」)、(3)産業技術力強化法(以下、「根拠3」)、(4)会計法及び「予算決算及び会計令」(以下、「根拠4」)
要望の具体的内容	<p>以下を推進すべきである。</p> <p>(1)入札制限の緩和(「根拠1」の「第3章-I-1-(2)-(7)」)</p> <p>(2)損害賠償の上限設定(「根拠1」の「第3章-III-3-(6)」)</p> <p>(3)知的財産権の帰属に関し、民間への帰属(日本版バイドール)(「根拠3」の第19条)</p> <p>(4)再委託に伴う情報開示の緩和(「根拠2」)</p> <p>(5)契約に基づく作業に対する中間支払いの促進(「根拠4」)</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;</p> <p>(1)の入札制限は分離調達の原則に則り採用されているが、上流工程と下流工程で業者が異なるため、作業の重複や責任所在が曖昧となる問題がある。(2)は「根拠1」で「限度の設定」を規定しているが、実態として制限を設ける案件は極めて少ない。(3)は「根拠3」に「譲り受けられないことができる」について実態は国に帰属する案件が大多数である。(4)契約金額も含めた開示が求められ、守秘義務の観点からも問題である。(5)長期プロジェクトであっても終了時の一括支払いとなっている場合がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;</p> <p>(1)を画一的に実施することは調達リスクを高め支出の無駄を生む。調達機会の増大に資する方策だが、案件の性質を踏まえ、慎重に実施すべきである。(2)及び(5)は事業者の健全な経営に影響を及ぼすため改善すべきである。また、(2)に記載の上限がないために、企業は万が一の場合のリスクを見積もる必要がある。結果として国家予算の無駄遣いとなる。(3)で知財を企業側が活用できれば、我が国企業の国際競争力向上に貢献こととなり、「根拠3」の趣旨に合致する。(4)では、企業の競争力に影響を与えるような情報の開示を求めることは、一般的な取引上の通念からも適切ではない。国際的に見ても、「根拠2」に記載する情報を求める国はないと理解している。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;</p> <p>調達の質を高め、IT産業育成にも大いに貢献する。これらの制約は我が国固有のものであり、海外と比較しても特異で厳しい。改善が進めば、国際的に整合する競争環境が整うと考える。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室、総務省、経済産業省、財務省

7-(9)	電波法規制の緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の根拠法令	電波法施行規則第6条第1項第2号の規定による免許を要しない無線局の用途並びに電波の型式及び周波数(昭和32年郵政省告示第708号)
要望の具体的内容	<p>免許不要である程度広い範囲の商用アンテナの特性を測る際には、法令通りに、アンテナから3m離れた地点の電界強度で規定すると微弱な電波しか出せない。例えば、1km角に近い敷地がある会社などでは、その敷地の境界点での電界強度を基準にすれば、実用的な出力でアンテナの評価ができる。また、外部に対して電波による影響を出さずにこの測定が行える。3m規定の電界強度の規制を緩和すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; 電波発信源から3m地点における電界強度が規制値になっている。</p> <p>&lt;要望理由&gt; アンテナ等新規装置開発時に必要な実験が、敷地外では規制値内になっている場合でも、安易に行えないため、電波暗室等に過大な投資が必要となり、製品のコストアップ、世界的競争力の低下を招いている。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 関連する製品の製品コストを低下させるとともに、開発速度のアップし、無線関連分野への新規参入が容易になる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省総合通信基盤局

7-(10)	携帯電話回線の利用制限の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法施行規則第3条第4号、第4条第12号
要望の具体的内容	<p>近年、飛行ロボットの利活用が進んでいる。飛行ロボットで撮影した画像をリアルタイムに受信するには、現在Wi-Fiあるいは画像伝送装置を用いているが、送受信距離に限界があり、概ねWi-Fiでは100m、1.2GHzの画像伝送装置でも1～2kmが限度である。同様に、飛行ロボットやカメラの制御はZigBeeを利用しているが、到達距離は120m程度が限界である。</p> <p>そこで、飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載し、遠方であっても飛行ロボットにより撮影した画像をリアルタイムに確認するとともに飛行ロボットの制御を可能にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;  携帯電話は、通話の輻輳を避け多数の携帯電話の利用を図るため、陸上あるいは河川、湖沼等でのみ利用できる陸上移動局とされており、飛行ロボットに搭載して利用することは、認められていない。</p> <p>&lt;要望理由&gt;  飛行ロボットは人間が容易に近づけない場所を撮影するのに効果的であるが、予め飛行ルートを設定して撮影すると同時にメモリーに記憶させ、戻ってきてからメモリーを取り出して画像を確認している。そのため、対象の場所を的確に調査・把握することが困難である。また、老朽インフラの点検を飛行ロボットを利用して行うことを計画しているが、劣化場所を見つけた場合など、その状況に応じた臨機応変の対応が必要であり、飛行ロボットの制御を随時適切に行う必要がある。長大橋の場合など、Wi-FiやZigBeeは通信距離が短く、リアルタイムの画像の確認や飛行ロボットの制御が困難である。このような場所を撮影する飛行ロボットの高度は、地上の構造物の高度以下であり、飛行ロボットの画像伝送・制御用に携帯電話回線を利用したとしても、他の携帯電話に影響を与えるものではない。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;  飛行ロボットに携帯電話の通信モジュールを搭載することができれば、人間が容易に近づけない場所の映像を飛行ロボットにより撮影し、その画像をリアルタイムに確認することができる。また、その画像を確認することにより、必要に応じ飛行ロボットを制御し、飛行ルートの変更、カメラの制御等を随時適切に行うことができる。これにより、人間が容易に近づけない場所の把握を的確に行うことができる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 電波部電波政策課、同部移動通信課

7-(11)	主任無線従事者制度の条件緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法第39条、施行規則第34条の3
要望の 具体的内容	<p>無線従事者であっても、異動時には同一免許人の無線局であれば3カ月を待たずに主任選任が可能となるよう規制緩和すべきである。また、主任無線従事者講習受講期間を1年以内とすべきである。更に電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求めており、必ず主任無線従事者を無線局の傍に配置する必要がある。しかし、運用する無線局によっては無線局を離れた場所での監督も可能であり、この要件を緩和すべきである。</p>
規制の現状と 要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; 現在の主任無線従事者専任の条件(一部) 選任を受けようとする無線局の操作・監督を行うために必要な無線従事者資格を持っていること。選任を受ける無線局等に、選任日より前5年間において3カ月以上の従事経歴を持っていること。主任無線従事者を選任した無線局の免許人は、選任の日から6カ月以内、以後5年に1回主任無線従事者として選任した者に、主任無線従事者講習を受けさせなければならない。(講習開催月は6月、10月、2月)電波法関係審査基準には無線設備の操作監督の要素として「臨場性」を求めており、必ず主任無線従事者を無線局の傍に配置する必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 上記条件が設定されていることにより、人事異動等の場合、一時的に人員を増員した状態で資格者の維持が必要となる場合がある。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 同一免許人の無線局であれば、従事経歴の縛りを無くすことにより資格所有者人員確保の軽減及び、より柔軟な人員配置を実施することができる。受講期間を6カ月以内から1年以内とする事により、年3回の受講選択が可能となる。(例:7月に選任を受け10月に講習の受講を予定していたが、交通事故などの不測の事態により受講不可となった場合に6カ月以内の講習受講が不可能となる。一年以内とすることで次の2月の講習での受講が可能となる)</p>
制度の所管官庁 及び担当課	総務省 総合通信基盤局

7-(12)	時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話が利用可能な周波数の技術的条件の見直し
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	電波法施行規則第6条第4項第5号 無線設備規則第49条の8の2の2第1項第1号ハの規定に基づく総務省告示第389号2の4の(二)
要望の具体的内容	<p>経済的で機能の高度化を実現すべく検討された時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の技術基準であるが、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルの電波を検出した場合には、割当てられた5つの周波数のうち3つの周波数で電波の発射が規制されて通信容量が大きく減じられてしまうため、通信品質を確保するための代替周波数を割当てておくべきである。</p> <p>代替周波数は、他の無線システムとの共用条件を変化させないよう、現在共用しているPHSの無線局との共用周波数を拡大することが望ましく、具体的には1884.5～1893.5MHzの周波数を追加共用すべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局は、受信電力が-82dBmを超える時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の制御チャンネルの電波を受信した場合に、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話に割当てられた5つの周波数の内3つの周波数で電波の発射が規制される。</p> <p>&lt;要望理由&gt; 時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話システムの通信容量が最大60チャンネルから最大24チャンネルへと減じられ、折角導入されたデジタルコードレス電話の新方式で高度化アプリケーションを実現するにはチャンネル不足となる。規制される周波数分の代替周波数があれば通信品質を確保することができる。デジタルコードレス電話の無線局は既にPHSの無線局と周波数を共用しており、共用周波数を拡大すれば周辺の無線システムに変化を与えることはない。新たに共用を要望する1884.5～1893.5MHzの周波数は、PHSの無線局の需要予測を元に2001年に追加割当されたが、現在の契約者数は需要予測当時を下回っており、年間300万局以上増加している時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局との共用周波数を拡大すべきである。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 高度化アプリケーションを高品質かつ安価に提供し、発生するトラフィックを集約して固定通信網へ運ぶことで携帯電話のトラフィックをオフロードすることができる。携帯電話は移動利用に必要な電波資源を勘案すれば良く、総合的に限りある電波資源を有効利用する効果が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局電波部移動通信課

7-(13)	無線局機器に関する基準認証制度の緩和
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	無線局機器に関する基準認証制度
要望の具体的内容	<p>新しい通信機器や通信方式の研究開発を目的とした電波発信を可能とするために設置された「実験免許局認定」の範囲拡大、および端末機器等の「電波法認証」にかかる無線通信試験の条件緩和をすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;  通信事業者等の通信局などで使われている通信機器の認定は、「無線局機器に関する基準認定制度の手順」に従い、電波発信検査等に合格したものに与えられている。通信機器の新機種や新たな通信技術の開発には「実験免許局認定」が設置されており、通常制度の手順から一部検査が簡素化され、事業者の機器等の開発期間の短縮に寄与する制度となっている。これとは別に、ユーザーが使う端末機器に関しては電波法認証の「技術基準適合証明」を得る必要がある。</p> <p>&lt;要望理由&gt;  「実験免許局認定」において、中継局に使われる機器の認定が簡素化されても、末端の通信局で使用される通信機器の認定は従来の認定制度により行われるため、システム全体の認定は従来の制度に引きずられる形となり、「実験免許局認定」による開発期間短縮の効果は享受できていない。また、ユーザーが使う端末機器に関しては、パラメータを変えながらの検証等が規制されている。現在5GHz帯は、無線LAN、交通システム、衛星システム、気象レーダなどの共存利用研究等加速し、オリンピック時のサービス提供を見据えて開発が急務となっている。「実験免許局認定」の適応範囲を末端通信局で使われる通信機器にまで拡大することが望まれる。さらには、サブGHz帯、60GHz帯においても同様な認定が行われることを望む。また端末機器に対しては、例えば半径50m程度の空間における試験という一定の条件を前提に実験を行うことを可能とするなどの要件緩和を望む。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;  新製品やシステムの市場導入までの期間の大幅短縮。</p>
制度の所管官庁及び担当課	総務省 総合通信基盤局 電波部

7-(14)	クラウドのサービスレベル基準/技術基準の制定
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	現状なし
要望の具体的内容	<p>クラウドサービスにおいて、信頼性や性能などのサービスレベルに対する共通の基準を制定すべきである。これによって、利用者は、サービスレベルの異なるクラウドサービスを容易に区別して選択することが可能となり、クラウドサービスの活用が促進される。また、プロバイダにとっては、利用者に対して高いサービスレベルを訴求することが容易となり、クラウドサービスビジネスが活性化され、さらに安定したクラウドサービスの提供が促進されることによって、社会や企業のIT基盤の安定化・クラウド活用による効率化の進展が期待できる。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt;&lt;要望理由&gt;      一般にクラウドサービスプロバイダは、自社のサービスの特徴付ける目的で、それぞれ独自のサービスレベル、信頼性を規定してクラウドサービスを提供する。しかし、現状では、サービスに対して規定されるサービスレベル、信頼性について共通の基準が存在しないため、利用者は、いろいろなプロバイダのクラウドサービスレベルを簡単に比較して、目的に適したサービスレベルを規定しているクラウドサービスを選択することは困難である。結果として、仮に高いサービスレベルを提供しようとするプロバイダがあっても、それが正当に評価されず、最低レベルのサービスレベルを提供するプロバイダが設定するサービス料金まで値下げ要求されることになるという問題が生じている。上記の問題を解決するために、クラウドサービスのサービスレベルに対して共通のランク付けの基準を制定する。たとえば、可用性に関しては、99.99%以上を特A級、99.99%未満99.9%以上をA級、99.9%未満をB級、といった基準を制定し、クラウドサービスプロバイダが自社のサービスに対して、このランク付けを明示できるようにする。</p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt;      利用者にとってはプロバイダ、サービスの正当なランクが判別しやすくなることによって、活用用途によるクラウドサービスの選択・使い分けが可能となり、稼働後のトラブルが減少し、クラウドサービスの活用が促進される。プロバイダにとっては、利用者に対して高いサービスレベルのサービスを訴求することが容易となるため、クラウドサービスビジネスが活性化され、さらに安定したクラウドサービスの提供が促進されることによって、社会や企業のIT基盤の安定化・クラウド活用による効率化の進展が期待できる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課

7-(15)	政府機関のクラウドサービス利用における情報セキュリティ対策の明確化と各国政府の要求事項の差異の明確化
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の根拠法令	「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成26年度版)」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一規範」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準の策定と運用等に関する指針」「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」
要望の具体的内容	<p>政府のクラウドサービス利用において、適用業務の秘匿度に対応したシステムのセキュリティ強度の具体的基準と監査方法を制定し、これを調達要件の一つとして提示する。</p> <p>また、各国(米英)政府の政府クラウド要求事項や監査方法との差異を明確にすべきである。</p>
規制の現状と要望理由等	<p>&lt;規制の現状&gt; 政府のICTシステムの情報セキュリティについて具体的なセキュリティ強度の共通調達基準と監査基準(IA)がない。パブリッククラウドサービス(IaaS)は、世界共通基盤で構築運営されているが、政府のセキュリティ要求事項が明確でない。</p> <p>&lt;要望理由&gt; クラウドサービスの適用業務の秘匿度に応じた情報の配置とシステムのセキュリティ強度の共通基準を制定し、調達要件の一つとして提示していただきたい。グローバル化が進み、海外政府でのクラウドサービス利用の話が出ているが、共通基盤で開発・運営されているため日本の開発、運用部隊が、海外からの監査対象となってきている。監査内容が公開されておらず苦慮しているため、政府調達システムの監査(IA)の基準を定め、英米間で情報共有を図り、明確にすべきである。米国政府はNIST SP800シリーズ、英国政府はビジネスインパクトレベル(IL)としてセキュリティ基準を定めている。 <a href="https://www.ipa.go.jp/security/publications/nist/">https://www.ipa.go.jp/security/publications/nist/</a> <a href="http://www.cesg.gov.uk/publications/Documents/business_impact_tables.pdf">http://www.cesg.gov.uk/publications/Documents/business_impact_tables.pdf</a></p> <p>&lt;要望が実現した場合の効果&gt; 適用業務の秘匿度に対応したセキュリティ強度のサービスが提供できる。情報の重要度に応じたデータの配置が徹底できる。要求事項が明確になる事により、設計段階から機能を盛り込めコストダウンにつながる。認定の共通化により、海外監査会社への監査費用の削減とノウハウの流出が防げる。国内クラウド事業者の監査技術の向上が図れる。</p>
制度の所管官庁及び担当課	内閣官房情報セキュリティセンター